

VII 基本目標

基本目標 1 男女共同参画社会実現のための意識改革

人は、性別にとらわれない多様な個性や能力を持っており、その個性と能力が十分発揮できるよう、男女平等および男女共同参画については、各種の法律や制度が整備されています。

また、男女の意識は少しずつ変化しつつありますが、社会通念や慣習など、男女の役割についての固定的な考え方と社会構造は変わっていないのが現状です。男女がともにパートナーとして互いの人権を尊重し豊かな社会を築くために、社会のあらゆるライフ・ステージに応じて、「女らしさ、男らしさ」に代表される、固定的性別役割分担意識を解消するよう、意識改革を進めるための積極的な取り組みを展開します。

男女共同参画社会を実現するためには、人間形成に重大な影響をおよぼす家庭、学校、社会における教育全体を通して、男女平等観にたった教育を進めていきます。

重点課題 1 男女平等への意識啓発・普及の推進

「男女共同参画社会基本法」には、「男女が性別による差別的扱いを受けないこと等男女の人権の尊重」（第三条）が基本理念のひとつとして、かかげられています。男女共同参画社会づくりの根底にある理念は、基本的人権の確立であり、基本的人権の重要性はあらゆる人々が認識し、理解しているはずですが、ところが、特に女性の人権について考えてみると、これまでは十分に尊重されてきたとはいえないのが現状です。

「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識、メディアがもたらす性別による偏った表現、性の商品化、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、セクシャル・ハラスメントなどに代表される差別や暴力をなくし、人権が尊重される社会づくりを推進していく必要があります。そのためには、男女が人権としての性を尊重できるための意識啓発とその普及を推進していきます。

施策の方向

(1) 固定的性別役割分担意識の解消

女性と男性が、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すことが求められています。人々の意識の中に長い時間をかけて培われてきた固定的性別役割分担意識を解消し、意識改革を積極的に進めていくことが重要です。男女が性別にとらわれず、家族的責任を担うことができ、多様な生き方を認め、個人の能力が十分発揮できる社会の実現に努めます。

具体的な施策

1. 固定的な性別役割分担意識をなくすための啓発

①【フォーラム・セミナー・出前講座の開催】

町民を対象としたフォーラムやセミナーを開催します。地域への出前講座による啓発を

します。開催時間帯や開催場所の多様化を図ります。

②【各種団体・委員会などの場での広報と啓発】

各種団体や委員会などで講座を開催し、広報と啓発をします。

③【男女共同参画に関する情報提供と啓発】

男女共同参画に関する情報を提供するために広報誌・インターネットの活用、および図書充実を図ります。

2. 男女共同参画に関する調査・研究

①【男女共同参画に関する調査・研究】

男女共同参画に関する現状調査および定期的な調査を行い、情報提供を行います。調査結果に基づき、施策の展開を図ります。

重点課題 2 男女平等の視点に立った教育の推進

性別役割分担意識の解消のためには、家庭教育・学校教育・社会教育・企業内教育といったすべての生涯学習の場での取り組みが必要となります。特に、幼少期から青年期の時間の大半を過ごす学校は、男女共同参画社会の形成のためには、最もジェンダーの視点を敏感にもたなければならない場所です。男女平等教育としてのプログラムの実施とともに、日常の学校生活のあり方をジェンダーの視点からとらえ直し、学校生活そのものを男女の自由な関係を形成する機能をもつように設計し直す取り組みを進めていきます。また、進路指導においては、女性向き・男性向きといった固定的な考え方にとらわれず、さらに幅広い視野での選択の機会と情報の提供に努め、本人の主体的な選択を尊重することが重要です。

施策の方向

(1) 学校教育および保育における男女平等教育の推進

男女平等観にたった人間形成を目指し、ジェンダーの視点到に敏感な、性別にこだわることのない個性を生かした教育の推進に努めます。また、男女平等教育推進のためのプログラム開発やその実施、すべての教育関係者への意識啓発と研修機会の提供を行います。

具体的な施策

1. 男女の性にとらわれないジェンダー・フリーな教育の推進

①【ジェンダー・フリーな教育の確立】

男女平等教育推進のためのプログラム開発やその実施、ジェンダー・フリーな教育を推進します。

②【男女混合名簿等の導入の推進】

男女混合名簿等の導入を積極的に図り、性別にとらわれない教育の推進をします。

③【人権尊重に基づいた性教育の推進】

学校や保健の場で、人権尊重の精神に基づいた性教育を推進します。

④【男女の性にとらわれない個性を尊重した進路指導の展開】

性別にとらわれず、幅広い視野での選択の機会と情報の提供に努め、本人の主体的な選

択を尊重した進路指導をします。

⑤【性別にとらわれない教育内容の検討と実施】

日常の学校生活のあり方をジェンダーの視点からとらえ直し、学校生活そのものを男女の自由な関係を形成する機能をもつよう取り組みを進めていきます。

2.学校関係者および保育関係者へのジェンダーについての認識と理解の推進

①【学校関係者および保育関係者に対する研修と研修内容の充実・意識啓発】

教育関係者等を対象とした、男女平等教育に関する指導の研修を行います。

②【「隠れたカリキュラム」の洗い直し】

「隠れたカリキュラム」（性別による色分け・部活動や生徒会のありかた、など）について情報を提供し、教育関係者への啓発を行います。

3.保護者への情報提供

①【教育・保育の場をととしての情報提供】

男女共同参画・ジェンダー・家族的責任についての情報提供と広報活動を行います。

(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進

男女平等教育に関しては、学校や保育園だけでなく、身近な家庭や地域での影響も大きいといえます。生涯学習の視点にたった男女共同参画についての学習や、ジェンダーについての認識と理解が必要です。家庭や地域における慣習や慣行をみなおすために、あらゆる世代に向けた啓発活動を展開します。

具体的な施策

1.性別にとらわれない子育て意識の浸透

①【ジェンダー・フリーな視点にたった家庭・生涯学習の提供】

あらゆる世代に向けたジェンダー・フリーな視点にたった学習の機会を提供します。

②【PTA 活動においての男女平等に関する研修の実施】

男女共同参画・ジェンダーについての情報提供と広報活動をめざし、研修の実施を図ります。

③【家庭教育学級における男女共同参画プログラムの実施】

男女共同参画・ジェンダーについての情報提供と広報活動をめざし、啓発活動を実施します。

2.男女ともに参加しやすい学習環境条件の整備

①【ライフ・ステージに応じた、各世代向けの講座の実施】

世代を越えて男女共同参画やジェンダーについて学べる学習機会と資料などによる情報提供をします。

②【男女が共に学習できる学習会の開催】

あらゆる立場の男女が参加できる時間帯やテーマの設定、託児・介護などのサービスを実施した講座を展開します。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画

人口の半分を占める女性には、男性とともに社会の担い手としてあらゆる場に参加し、社会の行方を決定する責任を負うこと、すなわち「参画」する健利と義務があります。

今後、女性が真に社会において平等な立場で活躍するには、女性がその知識と経験を活かし、企画・立案そして運営に参画するとともに、リーダーとして活躍できることが必要です。あわせて、女性が社会へ参画するなかで、その能力を高めるための学習・研修の場、そして交流・情報交換のできる場として女性に関わる施設の充実とそのネットワーク化を図る必要があります。

池田町においては、女性委員のいない審議会や委員会もあり、庁内でも政策・方針決定の場への女性の登用は十分とはいえません。また、地域における活動では、女性の参加が多いにもかかわらず、リーダーをしているのはほとんど男性です。これからは、あらゆる分野において、政策・方針決定の場に男性だけでなく女性も参画し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが大切です。

重点課題 1 政策、方針決定過程への女性の積極的参画の推進

男女共同参画社会実現のためには、政治の場や職場、教育の場、地域、家庭等あらゆる分野の政策・方針決定過程に男女が平等の立場で、協力して参画することが重要です。池田町では、各種審議会や委員会等に女性委員の積極的登用をこれまでも図ってきましたが、今後はより一層の登用を促進します。また、女性のエンパワーメントの視点からの人材育成を行い、さまざまな分野で女性が活躍できる環境づくりに努めます。

施策の方向

(1) 審議会等への女性の積極的登用

政策・方針決定の場での女性の参画の割合は、まだ低い状況にあります。女性の声を積極的に町政に反映させるために、審議会・委員会等への委員の登用を推進します。

具体的な施策

1. 各種審議会や委員会等への女性登用の促進

①【審議会等への女性参画率の設定】

女性委員の少ない審議会・委員会等への、女性参画率を、40%とします。

②【審議会等の兼職数と在任期間の見直し】

原則として、男女ともに審議会等委員の兼職数を3以下とし、委員在任期間が長期化しないように任期(3期まで)を設けます。

③【公募制の検討】

委員選出にあたっては、公募制を積極的に取り入れるよう、関係各課に働きかけをします。

④【女性の登用状況調査・公表】

女性委員の参画率の状況を定期的に調査し、公表します。

(2) 女性の人材育成と情報提供

学習の場や地域活動の場で、女性の活動は活発化してきていますが、政策・方針決定の場となると、まだまだ十分とはいえません。女性のさらなるエンパワーメントをめざして、人材を発掘し、人材育成と情報提供を促進します。

具体的な施策

1.さまざまな分野での女性の人材育成と紹介

①【さまざまな分野で活躍する女性の人材育成】

各種講座・セミナーなどの開催、および国や県などが主催する事業への参加を通じて、女性の人材育成に努めます。

②【人材情報のデータベース化】

さまざまな分野で活躍する女性情報をデータベース化し、その情報提供を行います。

③【男女共同参画サロン等の設置と、各種団体・グループ間のネットワークづくり】

男女共同参画サロン等を設置し、各種団体・グループ間での情報交流と発信、提携などを図り、ネットワークづくりを展開します。

(3) 自治体・団体等女性職員の職務拡大と管理職への登用

自治体・団体等の21世紀を考えると、女性の能力を十分に活用できることが今後の課題といえます。管理職への積極的登用とともに、これまで女性が進出していなかった職域への女性の登用を促進します。

具体的な施策

1.自治体・団体等における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進

①【自治体女性職員の職域拡大】

これまで、女性職員が進出していない職域への女性の進出を促進します。

②【女性の管理職への登用】

女性の能力を活用し、管理職に積極的に登用します。

③【男女雇用機会均等法等、法制度に関する広報と啓発】

男女雇用機会均等法、法律およびそれに関わる制度についての認識を高めるために広報と啓発をします。

④【女性職員の人材育成】

女性職員の人材育成のため、多様な研修機会を設定し、能力開発を行います。

⑤【女性職員の能力活用】

女性職員の能力を十分に活用できるシステムづくりを展開します。

⑥【性別に偏らない採用】

採用時には、男女を問わず、性別に関わらない採用をします。

⑦【公共事業等、計画策定段階での女性職員の参画促進】

自治体におけるさまざまな施策についての検討段階から、女性職員が積極的に参画できるようにします。

(4) 政治参加、行政への参画の推進

町行政は、すべての町民にとって、住みやすい町づくりの視点をもつことが重要です。女性の視点や感性をこれまで以上に取り入れつつ、町政を展開します。

具体的な施策

1.女性の政治・行政への参画促進

①【公共事業等、計画段階からの女性の参画】

町民にとって、より効果的な行政施策の展開をめざし、計画段階からの女性の参画を推進し、その視点を取り入れます。

②【町政への意見を反映できるシステムづくり】

町行政と積極的に関わられるよう、意見や要望が反映できるシステムをつくりまします。町民参画を推進するために、広報・広聴制度の充実に努めます。

③【人材育成】

各種講座・セミナーなどの開催、および国や県などが主催する事業への人材派遣を通じて、女性の人材育成に努めます。

④【女性の行政への参画促進】

あらゆる機会を活用して、女性が行政および政治に関心をもち、積極的に選挙権と被選挙権を行使できるよう、意識開発に努めます。

⑤【議会広報の内容充実】

町政の最高決定機関である議会の動きを町民にわかりやすく、充実した内容で広報します。

重点課題 2 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するまちづくりを実現するためには、地域においても男女が自主的に参画することが重要です。町民の地域・社会活動を女性も地道に支えているにもかかわらず、そのリーダーは男性であるといった事例も多いようです。女性の指導者やリーダーを育成するとともに、男女がともに地域活動の重要性を認識し、積極的に参画することが必要です。

施策の方向

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動の場においては、これまでの慣習や慣行が重んじられ、女性の参画が進みにくい状況があります。男性とともに、責任をもって地域活動が展開できるよう、啓発に努めます。そのための、人材育成にも努めます。

具体的な施策

1.地域における慣行の見直しと男女共同参画

①【自治会や各種団体等に対する男女共同参画意識の啓発】

自治会や各種団体等の活動を促進するために、男女共同参画をテーマにした各種講座・セミナー等を開催します。

②【性別に偏らない人材活用】

自治会・PTA 等への女性の役職への参画率をあげるために啓発に努めます。

③【男性の地域活動参加の推進】

男性が地域活動に参加することにより、地域からの男女共同参画をめざします。育児・介護など地域に密着した分野の各種講座・セミナーへの男性の積極的参加を促進します。

④【実態調査と定期的公開】

自治会・各種団体等の役員構成について、定期的の実態調査をし、公開します。女性の方針決定の場への条件整備をします。

⑤【地域世代間交流と他地域交流の促進】

地域における男女共同参画の意識を定着させるために、世代間の交流と他地域との交流を行います。各種イベント時に、男女共同参画を取り入れます。

2.女性リーダーのエンパワーメント支援

①【女性地域リーダーの養成】

女性が地域でのリーダーとして活躍できるよう、研修会・交流会を実施します。

②【女性リーダー・役員の参画と定着の促進】

女性が、リーダーや役員に積極的に参画できる環境づくりと、定着できるための地域の意識改革に努めます。

(2) 地域活動団体の育成と支援

地域活動の活性化には、その地域における団体やグループの活動が活発に行われていくことが重要です。男女がともに気持ちよく地域活動に参加できるような団体やグループを育成し支援します。また、行政と地域活動団体・グループとのパートナーシップの促進を図ります。

具体的な施策

1.地域活動団体の育成と支援

①【男女が地域活動団体に参画しやすい環境づくりと情報提供】

男女共同参画についての講座・セミナーを開催し、男女がともに地域活動に参画できる環境づくりを行います。また、地域活動団体についての情報を提供します。

②【自主的活動、自主的交流の活性化】

自主的活動と自主的交流を展開するために必要な場の提供をします。そのために、地域活動で利用可能な公共施設の情報提供をします。

③【町民・地域活動団体と行政とのパートナーシップの確立】

地域・社会活動を行ううえで、町民と行政がパートナーシップをとれるようなネットワークの整備を図ります。

2.地域団体のネットワーク支援

①【各種活動団体のネットワーク化】

地域活動団体の交流と情報発信を目的とした交流会や学習会を行います。

②【他地域団体との協調と交流】

他地域との協調と交流を目的とした交流会や情報交流会の機会を設定します。

重点課題 3 家庭における男女共同参画の推進

日々の暮らしのなかでの男女共同参画の実現を目指すためには、まず、家庭での実践が重要です。世代を超えて、家庭での性別役割分担を見直し、育児・介護は家族と社会が担うと行った意識をもつことが必要です。また、家族的責任について家族で話し合い、家族的責任が偏らないようにし、家族の一人ひとりが自己実現できる社会を目指します。

施策の方向

(1) 家庭生活における男女共同参画

男女共同参画は、より身近で日常の場である家庭からの実現が重要です。家庭を構成する一人ひとりの意識が変化し、男女がともにくらしやすい社会をめざします。

具体的な施策

1.家庭生活における意識変革の促進

①【性別の偏りをなくす子育て意識の醸成】

子育て期間中の親を対象とした男女共同参画をテーマとした各種講座・セミナーを開催します。

②【「育児・介護休業法」等の周知と取得促進】

「育児・介護休業法」についての広報を行い、男女を問わず取得ができる環境づくりを展開します。

③【家族に対して男女が共有する責任（家族的責任）の周知と広報】

家族として生活する責任について、男女がともに語り合える学習機会の提供を行います。家族的責任についての周知と広報を行います。

2.男性の家庭参画促進

①【男性の生活自立の促進】

男性の生活知識・技術の取得をテーマとした各種講座・セミナーを開催します。

②【男性職員の育児・介護休暇取得の周知と取得促進】

男性が育児・介護休暇を取得するためには、特に周囲の意識変革が必要です。そこで、取得促進のための啓発を図ります。

基本目標 3 男女がともに自立できる社会環境の整備

女性の社会参画が進んでいる今日においても、家事・育児・介護などの家族的責任は女性がその多くを担っており、女性は職業を持つことにより、「女は家庭と仕事」という二重負担を負うという現実があります。核家族化、都市化の進展等に伴い、家庭や地域における子育て機能が低下しつつある状況の中で、今後一層男女が共同して子育てすることができ、働く親たちの子育てを支援する環境整備が必要です。ILO156 号条約の趣旨に沿って、家事・育児への男女共同参画および、農業や商工自営業における男女共同参画を進めます。

また、母性は、次の世代を産むという社会的に重要な機能をもっています。この母性および新生児に対する施策も重要な課題です。さらに、長い人生を豊かで充実したものにするためには、成人病などの疾病の予防を重視し、生涯にわたる健康づくりが何よりも大切です。

急速に進む高齢化、少子化に対応した社会システムの整備をはじめ、自立の前提となる就労のための、働く場と生活の場の条件整備が差し迫った課題となっています。特に、近年、情報機器や通信ネットワークの普及により専門的な職種の増加や多様な就業形態が可能となってきたことから、女性が情報通信の高度化に対応した力をつけることが、就業機会の確保および男女の均等な待遇の確保のために重要であると認識し、積極的に支援します。

重点課題 1 地域・家庭環境の整備と充実

男女共同参画社会実現のためには、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識を払拭することが重要な課題となっています。家庭においては、家族の一人ひとりが尊重されるとともに、家事・育児・介護等、男女が協力して行うことが重要です。また、地域においても、これまでの慣習・慣行の見直しを図ることなどについて、啓発活動に努めます。

施策の方向

(1) 家庭における男女平等意識の向上

男女がともに自立した個人として生きるためには、職場、家庭、地域へのバランスのよい積極的参加が求められます。家庭での男女平等意識の向上と男性の家庭生活への積極的参画により、これまでの家庭のあり方を見直し、男女がともに仕事と地域、家庭生活を両立できる社会環境をつくれます。

具体的な施策

1. 家族的責任の認識と実践

①【家族に対して男女が共有する責任（家族的責任）への認識】

男女がともに家族的責任を担うことの重要性を広報し、町民の認識を深めます。

②【男性の家事・育児・介護への学習機会の充実】

男性のための家事・育児・介護に関する講座・セミナーを開催します。

③【家庭における男女平等意識の向上と促進】

広報誌での PR、地域の各種団体・自治会への出前講座などによる啓発を進め、家庭にお

ける平等意識を深めます。

2.家事・育児・介護への男女共同参画

①【男性の家事・育児・介護への参加】

男性が積極的に家事・育児・介護にさんかできるよう、啓発に努めます。

②【アンペイド・ワークの見直し】

現在、女性が多くを担っているアンペイド・ワークを見直し、男女がともに担えるように、啓発します。

(2) 安心して子育てできる環境整備と社会的支援

従来は、母親あるいは近親者の女性が担ってきた育児役割を父親そして社会も担うことにより、偏った育児負担が是正されることとなります。男女がともに子育てに関わることにより、父親や子ども、そして社会にとっても得るところが多いといえます。また、男性にとっての育児参加は、子どもを通じて地域社会との関わりを豊かにし、自らの高齢期における生活の幅を広げることにもつながり、子どもの立場としては、早い時期からジェンダー・フリーな感覚が芽生えることも期待されます。

具体的な施策

1.子育て環境の整備と充実

①【子育てに関する学習の場と情報提供】

子育てに関する学習機会の提供と、親子教室、両親学級などを開催し、情報提供を行います。

②【子育てサークル等の育成と支援】

自主的な活動をしている子育てサークル等の育成と支援体制を強化します。

③【子育て支援の充実】

病児保育・一時保育・学童保育・障害児保育の実施等の充実を進めます。子どもが安全に遊ぶことができる場所の拡充と提供に努めます。

2.母性保護と母子保健の充実

①【母性についての認識と理解の啓発】

次代を産む性である母性を尊重し、重要な社会機能であるという認識と理解を深める啓発と講座開催を男女に向けて行います。

②【出産および育児休業制度の採用と活用】

出産および育児休業を取得しやすい環境づくりをめざし、男女に向けて意識啓発します。

(3) 介護支援システムの充実と自立支援

長寿社会を迎え、介護を必要とする高齢者は年々増加しています。高齢者に限らず、その他介護や看護を必要とする家族がいる場合、在宅でのケアは主として家庭内の女性が担っているのが現状です。加えて、介護が長期化、重度化する中、家族のみで介護を担っていくことは不可能となってきました。地域を含めた社会全体で介護を支えるためのシステ

△の充実と高齢者の自立支援を目標とした介護環境の整備を行います。

具体的な施策

1.介護支援システムの確立と充実

①【介護支援システムの充実】

国・県などと連携して介護休業制度の定着をめざします。

②【男女がともに参画する介護・看護の促進】

看護・介護の分野での男女共同参画をめざし、学習機会の提供をします。特に、男性の介護ボランティアの参加を促進します。

③【介護・福祉に関するボランティア相談員の育成】

ボランティア活動のより活性化を図るために、介護・福祉に関するボランティア相談員を養成し、育成します。

2.高齢期の生活の充実と自立支援

①【シルバー人材センターの運営支援】

高齢者の生きがいづくりと社会参加支援のため、シルバー人材センターの運営を支援します。

②【安心して社会参画できる介護・看護環境の整備】

在宅高齢者・障害者の訪問介護の充実と通所介護、短期入所介護等在宅サービスの充実を図ります。

③【「かかりつけ医」確保の促進】

地域の医療体制を充実し、一人ひとりが「かかりつけ医」をもつことで、健康支援を図ります。

④【相談窓口の設置】

気軽に相談できる窓口を開設します。

⑤【年金・保険などに関する情報提供】

年金・保険についての講座の実施、および相談窓口を開設します。

(4) 男女が協力してできるよりよい地域環境づくり

これまでの慣習や慣行が根強く残っている地域社会を見直し、地域においても男女がともに尊重され、男女の視点を十分に反映した活動が行われることが必要です。環境問題などを含めて、他地域との情報交流を深め、相互に協調してまちづくりを進めます。

具体的な施策

1.環境問題における男女共同参画

①【環境保護と地域社会との共生】

男女共同参画の視点にたった地球環境問題や身近なごみ問題の解決をめざし、講演会・セミナー等を開催するとともに、男女の積極的参画を促進します。

②【安全で暮らしやすい環境づくり】

安全で暮らしやすい環境について、地域発信での町づくりを図ります。

2.住みよい地域づくり

①【男女共同参画による地域づくり】

男女共同参画推進地区の設定などにより、地域活動における男女共同参画を促進します。

②【地域住民の相互扶助の促進と支援】

地域の人間関係づくりを視点とした講座・セミナーを実施します。

③【地域における慣行の見直し】

自治会や各種団体等の活動における慣行の見直しをするために、男女を対象にした各種講座、セミナー等の開催を実施します。

④【他地域との協調と交流】

男女共同参画をテーマとした講演会等、他地域との共催を図り、情報交流を進めます。

⑤【男女共同参画サロンの設置】

男女共同参画社会実現のための拠点となる「場」の提供をします。

重点課題 2 健康づくりと福祉の充実

社会環境の急激な変化と、少子化、高齢化といった人口動態の変化が進んでいる現代社会においては、ストレスの増大などにより、心身のバランスを崩すことも少なくありません。このため、生涯にわたる健康づくりを進め、自分の健康を自分で管理できるように意識を高めていきます。

また、家族の多様なあり方や増加する高齢者についての認識と理解を深め、支援のあり方を含めて社会環境の整備を進めます。

施策の方向

(1) 男女の生涯にわたる健康づくり

具体的な施策

1. 男女の生涯にわたる健康づくりの促進

①【男女の健康づくり、体力づくりへの啓発促進】

さまざまな世代の男女が健康づくりと体力づくりに取り組めるよう、各種スポーツ教室やリラックスのための講座を実施します。

②【健康診断受診への啓発と促進】

受診者の拡大をめざし、多くの町民へと広報活動を展開します。受診しやすいよう、地域での健康診断を実施します。

③【心身の健康管理の啓発】

心身がともに健康である状態が重要です。心身の健康管理について学習できる機会を提供します。

④【生涯にわたる健康づくり推進のための相談体制の充実】

一人ひとりのニーズにあわせた相談を気軽にできるシステムづくりと人材養成をします。

(2) 家族のあり方をふまえての多様な家族への支援

一人ひとりの生き方が多様化してきたことにより、ひとり親家庭、単身家庭など家族形態も多様化しています。ひとり親家庭としての母子、父子家庭ともに子どもの養育に関する不安を抱え、母子家庭では経済面での不安、父子家庭では家事への不安が掲げられています。多様な家族の自立においては、伝統的な家族間や固定的性別役割分担にとらわれず、どのような生き方を選択したとしても、自立した暮らしができるような社会環境を整備します。

具体的な施策

1.多様な家族に対する理解と支援の促進

①【ひとり親家庭への支援】

ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、相談事業の実施と交流機会の提供を行います。

②【あらゆる家族への支援】

多様な家族に対する理解を深めるための講座・セミナーを開催し、地域での支援体制を確立します。

(3) 高齢者の生活環境の整備

高齢期においても、一人ひとりが自分らしい生き方を自由に選択できるよう、高齢者の意識や行動を制約するような性別に基づいた固定的な見方や慣習を見直すことが重要です。高齢者の間でも男女共同参画社会への理解を深め、また、これから老いを迎えるすべての世代の男女が、老いに向かうプロセスを考える機会をもつことを進めます。

具体的な施策

1.高齢者の生活自立への支援

①【高齢者の生活安定と自立支援】

高齢期の生活が充実して送れるよう、世代を超えて考え、支援体制を確立します。

②【地域における保健・医療・福祉等の支援サービス提供に関する情報収集と提供】

保健・医療・福祉等の支援サービスに関する情報を収集し提供します。

2.高齢者の生きがいつくりの促進

①【高齢者の生きがいつくりと社会参加支援】

高齢者が地域ボランティアへと積極的に参加できるようなシステムづくりを展開します。

②【高齢者の就業支援と情報提供】

社会参加支援のため、シルバー人材センターの運営を支援します。

③【生活・経済・生きがい等の相談体制の確立】

あらゆる相談が気軽にできる相談体制を確立します。

重点課題 3 男女平等を促進する労働環境の整備

男女がともにその個性を発揮し、生き生きと自立して人生を送るためには、家庭、地域、職域など、全ての分野にバランスよく参画していくことが重要です。男女が家族的責任を果たし、職場と地域、家庭とともに両立できるようなゆとりある労働環境整備が必要です。現在、日本の経済状況は依然として厳しいのが現実です。なかでも、女性が大半を占めるパートタイム労働については、不安定な雇用条件と労働条件が改善されずにいます。労働の場における男女平等を実現するために、職場においての女性の働く権利を確立し、また、女性自らが職業に対する意識や能力を向上させていくための支援を積極的に行います。

施策の方向

(1) 男女平等の就労機会の確保と条件整備

女性に対する差別（募集・採用、配置・昇進、教育訓練、定年・退職・解雇について）を法的に禁止した改正男女雇用機会均等法が、平成 11 年（1999 年）に施行されました。同法を受けて、雇用の分野における男女の均等な機会・処遇の確保について、さまざまな条件整備が整いつつあります。今後とも、国・県と協力して、就業者、事業主などに対する啓発・広報活動に努めます。

具体的な施策

1. 男女平等の就労機会の確保と条件整備の確立

①【雇用主への啓発促進】

男女共同参画および家庭・地域・職域におけるゆとりある環境について、研修課題として取り組めるよう啓発に努めます。

②【雇用機会均等法等の法制度の周知徹底】

法制度についての周知徹底を図るため、講座・セミナーを実施します。

③【性別にとらわれない職業選択への意識改革】

性別にとらわれない職業選択を進めるために、就業情報を広く広報することを働きかけます。

④【女性の積極的登用と人材育成】

女性の研修への参加など、機会の平等と能力活用を図り、積極的登用と人材育成を働きかけます。

(2) 多様な就業形態の推進と条件整備

パートタイム、テレワーク、SOHO、フレックスタイム制など、さまざまな就業形態で仕事することが可能となりました。男女がともに育児や介護、地域活動などに参画できるようにゆとりある働き方を選択できるようなシステムづくりを支援し、多様な働き方への認識と理解を深める啓発活動を展開します。

具体的な施策

1.多様な働き方の認識と推進

①【テレワーク・SOHO・フレックスタイム制の導入促進】

多様な働き方への認識と理解を深め、テレワーク・SOHO・フレックスタイム制度の導入を働きかけます。

②【パートタイム労働者の労働条件の整備】

各種関係機関との連携を図り、パート労働者問題について考えるセミナー等を開催します。

2.多様な働き方の環境整備の支援

①【男女がともに取得できる育児・介護休業の取得促進】

企業内保育施設設置の促進と支援体制（育児・介護休業取得等）の充実を働きかけます。

②【雇用主、管理職者の意識啓発】

多様な働き方を支援し、男女がともに家族的責任を果たせるような職場環境に努めます。

(3) 女性の就業環境の整備

人々のライフ・スタイルの変化とともに女性の職場進出も増加していますが、女性が働き続けるためには、現在の社会にも根強く残っている固定的な性別役割分担意識の中で、個人で解決できない問題やトラブルが発生しています。そうした状況を乗り越えるための支援体制を整えます。また、女性の能力が十分活用されるための研修なども行います。

具体的な施策

1.女性が働きやすい環境づくりの促進

①【職場での男女平等の推進】

商工会等との連携を図り、職場における男女平等を進める講演会、セミナーを開催します。

②【セクシャル・ハラスメント防止への啓発】

企業・団体・学校等において、セクシャル・ハラスメントに関する講座・セミナーを開催し、人権問題として相談が受けられるシステムをつくります。

③【再就職支援の充実・女性就業形態見直し促進】

多様な働き方と生き方を支援するため、女性の就業についての問題点を解決するための講座・セミナーを実施します。再就職支援について、企業等に働きかけます。

④【働く女性の母性保護の確立】

各職場内で、働く女性の産む性としての母性保護に努め、健康診断などの充実を図ります。

2.女性の能力活用

①【女性の積極的登用の推進】

女性の能力活用を図り、積極的登用と人材育成を働きかけます。

②【女性の就業意識の向上】

女性の就業機会と能力向上をめざし、職域拡大を促進するためのセミナーを行います。

(4) 家内労働や自営業の女性、起業する女性への支援

家内労働や農業・商工業において、その重要な担い手となっている女性の役割を適切に評価し、男女共同参画の視点で労働環境や生活実態の見直しを行います。また、起業する女性たちへの、情報提供やネットワークづくりの支援も進めます。

具体的な施策

1.さまざまな働き方をしている女性への支援

①【家内労働や農業・商工業の女性の労働環境整備】

家内労働や農業・商工業に従事する女性がおかれている状況を把握し、その問題点やニーズに対応します。

②【女性の企業への啓発と支援】

女性自営業者、女性起業家への多様な情報の蓄積に努め、情報交流とネットワークづくりを展開します。

基本目標 4 基本的人権としての女性の性の尊重

女性に対する暴力は、女性の基本的人権の享受を妨げ、その自由を制約するばかりではなく、被害を受けた女性に精神的、肉体的に打撃を与え、心理的にも深刻な影響をおよぼすため、その根絶に向けての取り組みを進めます。

また、これまで妊娠、出産、中絶など性に関わるさまざまな場面で、女性の性的自己決定権が軽んじられることが数多くありました。女性が生涯を通じて自らの身体について自己決定を行って健康を享受する権利に関する意識が広く社会に浸透することが求められています。

重点課題 1 人権としての性の尊重

国連の女性 2000 会議において、「女性への暴力は公的、私的領域のいずれにおいてもみられ、それは人権問題」であることが指摘され、性暴力防止への具体的取り組みが成果文書に盛り込まれました。女性への暴力の問題には、職場、学校、地域などにおけるセクシャル・ハラスメントや性の商品化の問題、性犯罪やストーカーについても含まれます。これらの背景としては、社会における男女の固定的な役割分担、上下関係が重要な要因とされています。人権としての性を尊重できる社会づくりをめざし、啓発活動と解決への道すじを見出す支援を展開します。

施策の方向

(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力というものは、誰に対してもあってはならないものですが、特に女性に対する暴力の現状には厳しいものがあり、またその背景には、現代社会において女性がおかれている社会構造上の問題などがあると考えられます。女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けての取り組みを積極的に行います。また、人権の軽視につながる性の商品化やメディアがもたらす性別の偏った表現などの差別や性暴力等を根絶し、女性も男性も一人の人間として尊重される社会をつくりあげることを進めます。

具体的な施策

1. 女性に対する暴力根絶のための対策

①【女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）根絶のための啓発】

女性へのあらゆる暴力を根絶するための社会環境づくりを進めます。

②【相談窓口の設置】

解決の糸口をとともに見出す相談ができる窓口を開設します。他の相談機関との連携も図ります。

③【女性の緊急保護の支援体制の確立】

暴力を受け、緊急保護を必要としている女性に対しての支援体制の確立と自立支援につとめます。

④【性の商品化防止のための啓発】

女性の人権侵害防止のための啓発紙や広報誌などを作成します。

2.セクシャル・ハラスメントの防止のための啓発

①【研修と学習会の開催】

セクシャル・ハラスメントが女性の人権侵害であることの認識を深めるため、研修と学習会を開催します。企業・団体などへ出向いての研修・学習会も行います。

②【相談窓口の設置】

セクシャル・ハラスメントに関する相談を受け付けることができる窓口を開設します。他機関との連携にも取り組みます。

③【ガイドブックの作成】

セクシャル・ハラスメント防止に向けて、ガイドブックを作成します。

3.メディアにおける女性の人権の確立

①【人権を尊重した表現の確立】

広報誌などの制作・発行にあたって、ジェンダーに敏感な視点に立ち、女性の人権を尊重した表現をします。

②【広報誌などのチェック機能の充実】

広報・ちらし・刊行物等についてのジェンダー・チェックのためのガイドブックを作成します。

③【メディアの情報を読み取る能力（メディア・リテラシー）についての学習会の開催】

ジェンダーに敏感な視点で、メディアを読み解く能力を養うために学習会を開催します。

(2) 生涯を通じた女性の心身の健康支援

女性の自己決定権を尊重した、性と生殖の権利ーリプロダクティブ・ヘルス／ライツーの概念の浸透には、まだまだ不十分な社会状況です。その周知を図るとともに、女性の生涯を通じての健康支援を進めていくことが必要です。また、産む性としての母性に対する重要性の認識を深め、多様なライフ・ステージにおける一人ひとりの健康維持を支援します。

具体的な施策

1. リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知

①【リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発活動の推進】

女性の自己決定権を尊重した、性と生殖の権利についての認識と理解を深めるための、講座・セミナーを実施します。

②【男女が互いの性を尊重する性教育の充実】

幼少期から、男女平等と人権尊重の精神にたった性教育を進めます。

③【母性についての認識と理解の促進】

母性についての認識を深めるための広報活動を行います。

2. 多様なライフ・ステージに応じた心身の健康支援

①【健康増進、健康づくりの活動等の促進】

心身の健康増進、健康づくりの活動を行っている団体への支援を強化します。

②【健康に関する相談体制の整備促進】

心身の健康について、気軽に相談できる窓口を開設します。

基本目標 5 国際交流と協力

情報、経済、人の往来など、あらゆるものが国境を超えてグローバル化をとげています。平和な国際社会を維持、発展させるためには、国際的な支援をもった相互理解と、それを支える幅広い視野の国際感覚を持った人材の養成が必要です。国際交流と協力について、市民が主体的に取り組む環境整備を進めます。

また、池田町に在住する外国人との積極的な交流とさまざまなニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

重点課題 1 国際交流と協力の推進

グローバル化にともない、求められる人材についても大きく変化しています。異なる価値観、文化を尊重する日本社会をつくる人材をつくるといった視点での国際交流や協力を推進します。

施策の方向

(1) 国際理解と交流事業

在住外国人との交流や町民レベルでの国際交流事業を推進するなど、国際理解を深めつつ、グローバルな視点をもった人材育成に努めます。

具体的な施策

1. 国際理解のための啓発

①【国際交流ボランティアの育成】

国際交流ボランティア・語学ボランティアの育成やホーム・ステイの受け入れ家庭等の登録等、町民主体の国際交流を進めます。

②【国際理解教育の推進】

学校・社会教育の場での国際教育の充実を図り、国際的な視点を養う学習機会の拡大をします。

(2) 在住外国人との交流と共生

多文化共生社会となる21世紀に向け、在住外国人との交流を図り、互いに住みやすい環境をつくります。また、さまざまな言語での相談を可能にし、あらゆる人々が安心して住める池田町をめざします。

具体的な施策

1. 在住外国人との交流促進と住みやすい環境づくり

①【町内在住外国人との交流促進】

町内の在住外国人との交流を深める機会の拡大を進めます。

②【在住外国人への情報提供と相談体制の確立】

外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進し、気軽に相談できる相談窓口の充実、自国語での情報提供に努めます。

(3) 女性の国際社会への参画

世界各地での女性がおかれている現状の把握と問題点の解決のために、女性が積極的に国際社会へと参画することを支援しています。また、国際的な視点をもった学習会や情報提供に努めます。

具体的な施策

1. 女性の国際社会への参画

①【国際的視野をもつ女性の人材育成】

国際的な視点での講座・セミナーの開催など、人材育成のための啓発を行います。

②【女性の海外研修・活動の支援】

海外での国際会議などへの出席を推進するための情報提供と支援に努めます。

③【女性問題解決に向けた国際的なネットワークの確立】

国際的な活動を担っている NGO との交流を進め、ネットワークの確立を図ります。

④【世界各地の女性のさまざまな問題についての情報収集と提供】

世界各地の女性がおかれている状況についての学習会を開催し、情報提供を進めます。